(郵便番号 (フリガナ) 整理 番号 所属 (生年月日 昭和 月 日) 前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 社会保険料等 円 社会保険 扶養親 年末調整 差引 徴収税額 総支給金額 料等の 控除額 控除後の給与 等の金額 算出税額 による過 不足税額 族等の 月別 還付又は徴収した税額 差引残高 月別 還付又は徴収した税額 差引残高 同上の税額につき還付 数 又は徴収した月区分 円 従たる給与か 配 偶 チャック 老人扶養親族 特別障害者 控除対 象配偶 控除対 特定扶象扶養 養親族 障害者 特別障害者 勤労学生 同居 老親等 本人・配・ 扶(人) 本人·配· 扶(人) その他 会対象配偶者 当初 無 寡婦 6 養親族の合計数 ひとり親 無 年 当初 無 ひとり親 ## 27(寡婦) 35(ひとり親) 75 38 63 58 48 27 40 27 分 除 合計 (万円) 区 分 金 額 税額 給与·手当等 賞与等 計 給与所得控除後の給与等の金額 所得金額調整控除の適用 (1円未満切り上げ、最高150,000円) 所得金額調整控除額(※) ((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0) 10 (※ 適用有の場合は⑩に記載) 給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)(⑨-⑩) (11) 配偶者の合計所得金額 給与等からの控除分(②+⑤) (12) 対 円 社会保険料等 旧長期損害保険料支払額 (13) 申告による社会保険料の控除分 控除額 円. 申告による小規模企業 共済等掛金の控除分 (14) (2)のうち小規模企業共済等掛金の金額 生命保険料の控除額 (15) 地震保険料の控除額 (16) ⑬のうち国民年金保険料等の金額 配偶者(特別)控除額 17) 扶養控除額及び 円. (18) 障害者等の控除額の合計額 19 基礎控除額 所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+®+⑲) 10 (20) (1,000円未満切捨て) 差引課税給与所得金額(①-20) (22) 及び算出年税額 整 (特定增改築等)住宅借入金等特別控除額 年調所得税額(②-②、マイナスの場合は0) 12 (100円未満切捨て) 年間年税額(20×102.1%) 25) 計 1 2 超 過 額 又 は 不 足 額 (25 - 8) 差引 26) (27) 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 28) 差引還付する金額 (26-27-28) 29 の精算 (30) 本年中に還付する金額 同上の うち 翌年において還付する金額 (31) 32) 本年最後の給与から徴収する金額 不足額 の精算 計 (5) 6 4 翌年に繰り越して徴収する金額 (33)

	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控 除された小規 模企業共済等 掛金の金額		7	前月中に通常の給与を かった場合に支給する賞	支給していな 与の税額計算	
											区 分		第1回	第2回	第3回
給料											支給月日			•	
											社会保険料等控除後 の賞与の金額	1)			
手当											①×1/6又は1/12	2			
# 0											②に対する月額表に 定める税額	3			
支給											算出税額 (③×6又は12)				
金額の												支給 の給	する賞与の金額が、前月 今の10倍を超える場合の	日中に支給した通常 の賞与の税額計算	
内駅											区 分		第1回	第2回	第3回
"`											支給月日			•	
											社会保険料等控除後 の賞与の金額	1			
											①×1/6又は1/12	2			
											②+前月の「社会保険料等 控除後の給与等の金額」	3			
※	申告書の受付月日 審験条法			徵収猶予許可月日	∃	徴収猶-	予期間	雑損失又は ある場合の徴	操越雑損失が 収猶予限度額	③に対する月額表に 定める税額	4				
満済	減免法 る徴収 ・関係		В	П		-	自 月	日			④一前月の「社会保険料等控除後の 給与等の金額」に対する月額表の税額	(5)			
			月	F	月	B	至 月	日			算出税額 (⑤×6又は12)				

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(令和6年分)

(平成24年 3 月31日財務省告示第115号別表第三(令和2年3月31日財務省告示第81号改正))

					(77,022	0)101 H	MW H L/	F		10-1 HZ 1 07	102171100	H 14.7%	31安以正//					
賞与の金				扶		養	親	加	Ę	等	Ø		数				z	:
額に乗ず	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7 人	以上		
べき率					前月	の社会	保険料	等控	余後の	給 与	等の	金額					前月の社会 控除後の給	
	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	未 満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	C	0. 000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000		
2. 042	68	2. 042	94	2. 042	133	2. 042	171	2. 042	210	2. 042	243	2. 042	275	2.042	308	2. 042		
4. 084	79	4. 084	243	4. 084	269	4. 084	295	4. 084	300	4. 084	300	4. 084	333	4. 084	372	4. 084		
6. 126	252	6. 126	282	6. 126	312	6. 126	345	6. 126	378	6. 126	406	6. 126	431	6. 126	456	6. 126		
8. 168	300	8. 168	338	8. 168	369	8. 168	398	8. 168	424	8. 168	450	8. 168	476	8. 168	502	8. 168		
10. 210	334	10. 210	365	10. 210	393	10. 210	417	10. 210	444	10. 210	472	10. 210	499	10. 210	523	10. 210	222千円	未満
12. 252	363	12. 252	394	12. 252	420	12. 252	445	12. 252	470	12. 252	496	12. 252	521	12. 252	545	12. 252		
14. 294	395	14. 294	422	14. 294	450	14. 294	477	14. 294	503	14. 294	525	14. 294	547	14. 294	571	14. 294		
16. 336	426	16. 336	455	16. 336	484	16. 336	510	16. 336	534	16. 336	557	16. 336	582	16. 336	607	16. 336		
18. 378	520		520	18. 378	520		544		570		597		623	18. 378	650	18. 378		
20. 420	601		617	20. 420	632		647		662	20. 420	677	20. 420	693	20. 420	708	20. 420	222	293
22. 462	678		699	22. 462	721		745		768		792	22. 462	815	22. 462	838	22. 462		
24. 504	708		733	24. 504	757		782		806		831	24. 504	856	24. 504	880	24. 504		
26. 546	745		771	26. 546	797		823		849		875	26. 546	900	26. 546	926	26. 546		
28. 588	788		814	28. 588	841	28. 588	868		896		923	28. 588	950	28. 588	978	28. 588		
30. 630	846	30. 630	874	30. 630	902	30. 630	931		959	30. 630	987	30. 630	1, 015	30. 630	1, 043	30. 630	293	524
32. 672	914	32. 672	944	32. 672	975		1, 005		1, 036		1, 066	32. 672	1, 096	32. 672	1, 127	32. 672		
35. 735	1, 312		1, 336	35. 735	1, 360		1, 385		1, 409		1, 434		1, 458	35. 735	1, 482	35. 735	504	
38. 798	1, 521		1, 526	38. 798	1, 526		1, 538		1,555	38. 798	1, 555	38. 798	1, 555	38. 798	1, 583	38. 798	524	1, 118
41. 861	2, 621		2, 645		2, 669		2, 693		2,716		2, 740		2, 764	41.861	2, 788	41.861	1 110-	musi k
45. 945	3, 495	45. 945	3, 527	45. 945	3, 559	45. 945	3, 590	45. 945	3, 622	45. 945	3, 654	45. 945	3, 685	45. 945	3, 717	45. 945	1, 118 T	円以上

(注)この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 1 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 2 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び同法第75条第2項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

また、「賞与の金額に乗ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

(備考)賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりです。

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人(4に該当する場合を除きます。)
- (1) まず、その人の前月中の給与等(賞与を除きます。以下この表において同じです。)の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。)を控除した金額を求めます。
- (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を 証する書類が扶養控除等申告書等に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。)の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等 の金額|欄の該当する行を求めます。
- (3) (2)により求めた「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した 数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者(障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には 、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添けされ、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に限ります。)に該当する人がいる 旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。
- 3 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。)
- (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
- (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
- (3)(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額(その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が 前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年3月31日財務省告示第115号(平成31年3月29日財務省告示第97号改正)第 3項第1号イ(2)君上くは口(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。
- 5 1 から 4 までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。

*	Т	_		_	Ŧ	T	_		$\overline{}$		Ŧ	\mp	Ŧ	- 1%			種別		*			整理	番号			*					
H	_	>*	区分	_									_	_				(受給	合者者	4号)											
_	- +1		四刃																番号		ᆛ	$\overline{}$					$\overline{}$		_	_	$\overline{}$
	払	、一族																	铁名)		+		_		Ш	_	_	_			+
	受け	リスけ																	(フリ	ガナ)		1									
る	者	居所																氏名													
					_			oto 11			_				_			_				*** - *	20.0	_	_		- Name				
		相	11 別			力		支払	金額		Щ	給与所	·得控	除後	の金	頸(調整	控除後)	Щ		所得技	空除の	額の合	計額		円内		源:	泉徴収	又税額	1	
		給与	・賞与	ī-							0							0							0						
(消)	息)				┰╹	62	佣者(#	누입[)				控	除対	銀	夫養	親族の) 数	_			1	6歳未満	т		ш.	章書書	子の妻	X		非	居住
	男者 有	控除対 の有無 従		老人	_	-	偶者(特 控除の	額		特力	200		(fbc	偶 7	を		32. 1	7	- の f	Ht.	Ð	6歳未満 長養親族 の数	F		特	別	除く	7	の他	- 8	である 上族の
Т	11	1/6	76						0	,	従		PI			^ 1				従	ή.		Ί		PS		^			1	
			L A (0.8)	substitute	- 0.0				U	#- A #1	A del a	n John P.A.	e de la constantina della cons			_		di emi	EL BALL	ol an Art	10 A A A A		Ц,		63-	eta Mic	1 0 0	Ar delle Phili	Lote P.A. or		
内		£	上会保険	科寺	の金額	Ħ		円		生命保	爽朴()	り控除	観		Р	3	,	也廃1	采陝 木	中の担	除額		円		1出	毛情	(金等	等特別:	控除()	の観	
								0							()							0								
(指	要)																													
																									-						
額料の	A.	新生	命保険 の金額				13	旧生命	保険			113	介	護医	療保金額				13	新個	人年3 补の金	è			Н	旧作	国人年 料の会	金			
内腔の控除	保険	科	の金額					料の	金額						金額					米 漢 本	+の金	御				保険	料の金	金額			
		住宅	借入金					早仕間	116年			年		月		日日	E宅借入 特別控例	金等	š			f:	E宅借	5人会	全等						
の等額特	住宅	等特適	借入金 別控除 用数					居住[[月日(1	首百)							年	別控隊 (1回)	(区分	1				年末	尺残制 回目))						
の額の内訳	借入	借								年		月		日日	字供 7	A-5	1			- 6	宇生	# 7. d	5-5E								
訳所	金	等特	借入金 別控除 能額					居住隊	開始年 回目)							#	E宅借入 特別控係 (2回)	区分	}			- "	E宅信 年末 (2回	3人 で残れ 可目)	16						
	^		ガナ)	\vdash												Н,			円	围	早年4	_	H				長期				
- 控	源泉										区分			_	1 /m -h					保の	民年3 険料4 0金額	李			0	損犯料の	長期 写保険 り金額				
配偶者	小 特	71	:名	Щ		_	_				~			合	出偶者 計所	神			0						円		导金額				
~	· 別	個人	番号																	基礎	控除の	り額				調整	控除	額			
	П	(フリ	ガナ)								IX.					(フリオ	f ナ)									IX.			5人 控隊	し 目以 除対象	降の 扶養
	1	氏	:名								区分				1	氏	名									区分			親族	の個	人番号
	Н	/IEI J	.番号	Н											lt	個人	e-E-						Т	Т		+	+				
	Н		ガナ)	Ш									_		Н	(フリオ										+	₩				
	Н	_									区分				╟											区分					
控除	2	八	:名	L,							7.1			16歳	2	氏	Ä						_			7/	╙				
所対象	П	個人	番号											成未満	П	個人	番号														
対象扶養親族	П	(フリ	ガナ)	Γ'							157			の挟	П	(フリオ	f ナ)							_		157	Т				
親族	3	氏	:名								区分			養親族	3	氏	名									分			5人 16歳	(目以 未満の個)	降のの扶持
		/EI /	番号	Н										族	ľ	個人	e-E						Т	T		+	+		親族	(0)個)	人奋;
	Н			Ш								Ш			Н											+	╀				
	Н		ガナ)								区分				╟	(フリオ										区分					
	4	圱	名	L.							20				4	氏	8									277	L				
		個人	番号	$ \ $											П	個人	番号														
未	Н	ήL	死	553	Т		本人	が障害	者		τ	,	勤	Т	Ч,	1	中	途り	此・i	艮職	_	\dashv	_		受	給者	生年	11月	H H		
未成年老		鱼人	退	害者	1		特		その	寡 婦	ر ا	j B	勤労学生		/	就聯	退職	ŧ	年	月	T	П			元号			年		月	B
者	Н	H	職	Ë	+	\dashv	别	+	(dt.		岩	ж	生	\dashv	/	-	1 - 1	+	6	<u> </u>	+				昭和			0		0	0
	-	個	人番号 去人番	又は	+	\top		+			т	┰		+		/-		20 ±4		1221	80.5	\			-u1H			U		J	U
_		É	去人番	号	+											(7	言語で	iC耶	(L'C	\/C	5 V %	,									
支払者		∉	所(居)は所名	所) : 他																											
氏名又は名称																				(電話))										

(海亜) 1	て前職分の加	「管婚 支:	以老堂か	記入し	T1	ださい

<u>*</u>	Г				$\overline{}$	1%	(種別		*		整	理番号	7		*				
\vdash	_	※区分							(受給	合者番-	子)									
支	払								- 1	(番号)										
を	受け								(役耶	改名) (フリカ	ナ)									
る	者	は居所							氏名	-										
-		種別	支払金額	給上	所得お	51余後	の金	額(調整控除	後)	PH	得控除	の額の	合計家	e e	_		源泉徼	収料	縮	
			内	円	31142	201112			円		1-2 2.2.1-1		L 111		円内		103.03416			F
		給与·賞与		0	北路	+ fb	H: 35	朝埃小粉	0			10364	- Settle		0	5 dr #	の数			0
但	場者(控除対象配 の有無等 老人	配偶者(特別) 控除の額	1 定	(百	偶	古を	親族の数除く。)	7	- の他		16歳未 扶養業 の数	族		(本 特)	章害者 :人を 別	徐(。)	その	- 1	ド居住者 である 関族の数
H	fi	<u> </u>	0	人 従人	P.			人 従人			従人				M				1	
H		社会保険料等の会		保険料の控	除額			\top	地震	呆険料の	の控除	額			住	宅借入	金等特別	別控制	余の額	
内			円				F	9					P.							F.
(40)	r 1887)		0					0					()						0
(318	(要)																			
	_		H		9					ш					ш			_		ш
額の内訳	生命保	新生命保険 料の金額	旧生命保険 料の金額	,	f 所	護医 斜の	療係	R. H		産	f個人年 険料の	金額				旧個保險料	人年金 斗の金額			
訳除	険		711-> 32.000	年		月	- 112 H			-	100111-0	112, 1694			\dashv	PREXT	1 32 104	L		P.
の等	住	住宅借入金 等特別控除 適用数	居住開始年 月日(1回目)					住宅(特別)	昔入金等 空除区分 回目)	ř }			住宅	借入金 末残高 回目)	等					
の額の内訳	宅借入		円	年		月				_					\rightarrow					F.
訳除	金	住宅借入金 等特別控除 可能額	居住開始年 月日(2回目)					特別:	昔入金等 空除区分 回目)	}			年年(2	借入金 末残高 回目)	244 15					
	^	(フリガナ)								円	国民年保険料	-金			円	旧担損害	ē期			F.
配偶者	源泉	氏名		分分		百	记偶者	音の		L	保険料の金	額			0	損害料の	保険 金額			0
者象	特別	個人番号			Т	1 1	合計用	斤得		0	5礎控隊	余の額			H	所得 調整技	金額			H
	Н	(フリガナ)				\vdash	П	(フリガナ)	\top							Т		Т	5人目以 控除対象	降の
		氏名		分分			,	氏名	\top							区分		Ŕ	関族の個	人番号
		個人番号			Т	1		個人番号				П		Т	Т	\perp		+		
	Н	(フリガナ)				1	Н	(フリガナ)								\perp		+		
	9	氏名		分分		1		氏名								分				
控除対	ľ	個人番号			Т	6歳未満	ľ	個人番号			\top	П	Т	Т	Т	+		+		
対象扶養親族	H	(フリガナ)		+		満の扶	H	(フリガナ)				Ш	_			+		+		
親族	3	氏名		分分		大養親族	3	氏名	1							分		1	5人目以 6歳未満 1族の個	降のの扶養
	H	個人番号		+	Т	族	H	個人番号				П	Т	Т	Τ	\vdash		1	紀疾の個.	八番号
	H	(フリガナ)				1	H	(フリガナ)				Ш				+		+		
	4	氏名		分分			4	氏名								分分				
		個人番号			Т	1	1	個人番号			\top	П	Т	Т	Т	+		+		
未	\dashv		本人が障害者	0	勤	\perp	щ	1	中途京	此・退	職	Н	_			給者	生年月	I F		
未成年者		外国人災害者	ス 特 その	ひとり親	労学生		/	就職		年	月	В			元号			¥	月	B
H	\dashv	785	一 他	75%	1	\dashv	/	\vdash	\dashv	6	\dashv	\dashv			昭和		+	0	0	0
	T	個人番号又は 法人番号				1		(右詰	で記載	してく	ださい	。)								
支払	:	住所(居所)																		
払者		又は所在地																		
		氏名又は名称										(電	話)							

(摘要) に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

給与所得の源泉徴収票 令和 6 年分 (個人番号) 支払 (役職名) を受け る者 支払金額 給与所得控除後の金額(調整控除後) 所得控除の額の合計額 種別 源泉徵収税額 給与•賞与 16歳未満 扶養親族 の数 (源泉)控除対象配 偶者の有無等 配偶者(特別) 控除の額 有 従有 社会保険料等の金額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額 生命保険料の控除額 (摘要) 新生命保険 料の金額 旧生命保険 料の金額 介護医療保 険料の金額 新個人年金 保険料の金額 旧個人年金 保険料の金額 住宅借入金 等特別控除 適用数 住宅借入金等 特別控除区分 (1回目) 住宅借入金等 年末残高 (1回目) 居住開始年 月日(1回目) 住宅借入金 等特別控除 可能額 住宅借入金等 年末残高 (2回目) 住宅借入金等 特別控除区分 (2回目) 居住開始年 月日(2回目) (フリガナ) 国民年金 保険料等 の金額 氏名 配偶者の 合計所得 所得金額 調整控除額 基礎控除の額 個人番号 (フリガナ) (フリガナ) 氏名 氏名 個人番号 本人が障害者 中途就・退職 受給者生年月日 乙欄 寡婦 就職 退職 年 月 元号 年 月 H 昭和 0 0 0 個人番号又は 法人番号 (右詰で記載してください。) 住所(居所) 又は所在地 氏名又は名称 (電話) 整理欄

					令	和	6		年/	<u>分</u>			給与			源泉	徴収	.票				
支	EL.	住													受給者:							
を受	け	住所又は居												H) リガナ)						
る	5	所												4	5							
		種別		内		支払金額		円	給与	所得控	除後	の金	額(調整打	語除後) 円	Ľ	所得控制	徐の額の)合計額 円内		後収	!税額	
		給与·賞与	į.	$oxed{L}$				0	Le	F 80. ±1		L. Wr	*9 #	0			40.00	0	Division of the co. Mile			
(源泉 偶) 控 者の	除対象配 有無等 従有	老人	配	偶者(特 控除の	(別) 類 円	特)	定従		(配	8月1	天養を	親族の除く。)	数	その	他	16歳オ 扶養業 の数	長繭 見族 女 特	障害者の数 本人を除く。 別) そ(の他・第	ド居住者 である 現族の数
						0									Í							
勺		社会保険	料等の	金額		-	生命保	険料0)控队	余額		Р	-	地	震保険	料の控防	額	E E	E宅借入金等	特別技	空除の額	
/ástra	#f\					0						()					0				
(摘引	분)																					
領料生	Ė	新生命保険			円	旧生命保険			円	介險	護医	療保金額	1		円	新個人 保険料の	年金	Pi	旧個人年金 保険料の金	金網		
内控信 訳除[+	料の金額			_	料の金額			年		APU.	* <u>17.</u> 88	В	¢#1/		水灰ギャ	グ亜銀	户 ○ 供1 △笠	1水灰作り並	. ASA		
等特別を	FINE	住宅借入金 等特別控除 適用数				居住開始年 月日(1回目)							特	宅借入会 別控除日 (1回日)	区分			住宅借入金等 年末残高 (1回目)				
り別性を	è	住宅借入金 等特別控除 可能額			H	居住開始年 月日(2回目)			年		月		住特	宅借入会 別控除口 (2回目)	è等 区分			住宅借入金等 年末残高 (2回目)				
源	_	リ 配額 (フリガナ)	 			// H(BHH)		I_					\perp	(2回日)	P	国民	年金	(2回日)	旧長期	T		
(源泉·特別)控除対		氏名						区分			配合	2偶老 2計所	音の 行得		(国民保険の会	料等 含額	0 円	旧長期 損害保険 料の金額	+		
者 控 除 対	L				_											基礎控	除の額		所得金額 調整控除額	Ц		
	\vdash	(フリガナ) 氏名						区分				$ \cdot $	(フリガ						一 区 分			
	-							_	_	\dashv	-	╠								\dashv		
-	Ľ	(フリガナ)						区分				T	(フリガ	ナ)					区分			
控除	2	氏名						分		_	16歳未	2	氏名						分	_		/
控除対象扶養親族	+	(フリガナ)	$\overline{\Box}$								未満の#	\dashv	(フリガ	ナ)			_			\dashv		
養親族	3	氏名						分			満の扶養親族	3	氏名						分分			
			_		_																	
	H	(フリガナ) 氏名						区分				$ \cdot $	(フリガ	-					区分			
	1	24.11						<u> </u>	_	\dashv	_	4	74-1-							\dashv		
未成	1	外国人	災害	Z		が障害者	寡	7). :	勤労学生	T			中沒	金就・	退職		Š	2 給者生年	月日	1	
未成年者	1	退 職	災害者	相	特別	で 他	婦	兼) Į	学生	┨,	/	就職	退職	年	月	Ħ	元号		年	月	Ħ
	t		<u> </u>					1							6			昭和		0	0	0
支払者	r	住所(居) 又は所在	新) : ##																			
者	H	氏名又は															/ <i>a</i> =	話)				
	1			ı													(100	do)				

税務署提出用